

令和7年度香川県立図書館・文書館広告事業募集要項

1 施設の概要

	香川県立図書館	香川県立文書館
所 在	高松市林町 2217 番地 19	
利 用 時 間	午前9時から午後7時まで ※ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
休 館 日	①月曜日（休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） ②12月29日から翌年1月3日まで ③資料整理日（1年につき10日を限度として館長が指定する日） ④その他館長が必要と認める日	①月曜日（休日に当たるときは、その翌日） ②休日 ③12月29日から翌年1月3日まで ④資料整理日（1年につき10日を限度として館長が指定する日） ⑤その他館長が必要と認める日
年間利用者数	400,964人（令和5年度実績） 396,949人（令和4年度実績） 409,783人（令和3年度実績）	37,963人（令和5年度実績） 41,938人（令和4年度実績） 38,451人（令和3年度実績）
	2施設合計で年間延平均約44万人	
ホームページ	https://www.library.pref.kagawa.lg.jp/	https://www.pref.kagawa.lg.jp/bunshokan/bunshokan/index.html

2 広告事業の内容等

(1) 募集

施設において広告を掲示する広告代理店 1社

(2) 広告を掲示できる期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 掲示が可能な広告等

エントランスホール内の県が指定する場所において、応募者が希望する位置及び面積の範囲内で、県又は応募者が用意する広告掲示用物品への広告の掲示（ポスター等の掲示、パンフレットの設置）。

※広告の掲示が可能な場所及び県が用意する広告掲示用物品の仕様、数量並びに広告の規格・数量など、広告の掲示方法や内容等については、仕様書のとおり。

(4) 行政財産の使用許可

広告の掲示場所及び方法によっては、行政財産の使用許可を受け、広告掲示期間に係る使用料を支払わなければならない。（仕様書1(3)参照）

したがって、当該事業に係る見積書の額は、その使用料額を超えるものでなければならない。

(5) 募集の条件

- ① 広告の掲示に当たっては、県と広告事業に係る契約を締結しなければならない。
- ② 掲示する広告の広告主の募集は、応募者が行う。
- ③ 広告の掲示は、原則として1か月単位とし、複数月の掲示を妨げない。この場合において、広告掲示開始日は、原則として広告を掲示する月の初日とし、広告掲示終了日は、原則として広告を掲示する月の最終日とする。ただし、広告の掲示及び取り外しを行う日時については、あらかじめ県と協議して決定する。
- ④ 広告掲示用物品の設置及び広告の掲示に関し、安全性を確保しなければならない。
- ⑤ 広告の掲示及び取り外し、並びに広告掲示用物品及び掲示中の広告の維持管理は、応募者の責任において行うものとし、これに必要な経費は応募者の負担とする。
- ⑥ 広告の掲示期間終了時には原形復旧を行うこと。ただし、県と協議のうえ承認を得た場合はこの限りでない。
- ⑦ 広告は、その内容等について掲示前に県の審査を受けなければ掲示することができない。また、県から内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。
- ⑧ 掲示した広告は、その内容等を変更することができる。この場合において、変更しようとする広告は、その内容等について変更前に県の審査を受けなければ変更することができない。また、県から内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。
- ⑨ 令和7年4月から広告掲示を行うためには、県との広告事業に係る契約締結に先立ち、令和7年3月24日(月)までに広告原稿を提出し、その後、県の審査を受け、承認を受けなければならない。
- ⑩ 上記のほか、香川県広告事業実施要綱、香川県広告事業実施基準、香川県立図書館・文書館広告事業実施要領等に従うこと。

3 応募資格

- ① 広告代理業務について、3年以上の営業実績を有する者であること。
※法人にあつては、当該業務を法人の目的としていることが商業登記事項証明書により確認できること。
- ② 法人税（個人にあつては、所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札に参加させることができないとされていない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- ⑤ 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

4 現地説明会

実施しない。現地において現地確認を希望する場合は図書館・文書館の利用者に支障がないよう配慮のうえ、確認することは可能。

5 応募手続

(1) 募集要項等の配布期間及び配布場所

○配布期間： 令和7年2月20日（木）～令和7年3月7日（金）

土曜日、日曜日、休日を除く9:00～12:00、13:00～17:00

○配布場所： 香川県庁本館1階 香川県総務部総務事務集中課(文書グループ)

高松市番町四丁目1番10号

※なお、募集要項等は県ホームページからも入手できる。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/yosan/koukoku/index.html>)

(2) 申込書等の提出期間及び提出場所

○提出期間： 令和7年2月20日（木）～令和7年3月7日（金）

土曜日、日曜日、休日を除く9:00～12:00、13:00～17:00

○提出場所： 香川県庁本館1階 香川県総務部総務事務集中課(文書グループ)

高松市番町四丁目1番10号 ※持参の場合

soumujimu@pref.kagawa.lg.jp ※電子メールの場合

○提出物：

①申込書（様式1）

②見積書（様式2）

③広告掲示を希望する場所、位置及び面積を明らかにする図面(任意様式)

④上記③ごとの広告物の内容、掲示計画及び使用料の見積額(様式3)

※使用料額が必要な場合は、見積額に使用料額を含むこと。(前記2(4)参照)

⑤過去3年以内に広告代理業務を行ったことを証する書類（契約書写等）

⑥商業登記事項証明書（現在事項全部証明書）（応募者が法人の場合）

（証明年月日が提出日以前3か月以内のもの）

⑦住民票抄本（応募者が個人の場合）

⑧納税証明書（下記のA及びB）

A：香川県税(すべての税目)に滞納のない旨の証明書（香川県指定様式）

（県税事務所、県民センター、中讃税務窓口センターにおいて発行）・・・ 香川県税

（証明年月日が提出日以前3か月以内のもの）

※県税の納税証明書交付請求書は香川県のホームページの「県内・総合情報を見る」>

「くらし・環境」>「税」>「県税のページ」>「申請用紙等」の項目一覧から入手できる。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/shinsei.html#etc>)

※県税の納税証明書の発行を請求するには、法人の場合は本社の代表者印（登記印）、が必要。

※なお、納税証明書の交付手数料として、1通につき400円の県証紙が必要。交付請求の際に窓口に来られた方の確認を行うので、運転免許証等本人確認ができるものを持参すること。

B：法人税（応募者が個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書（法人の場合は納税証明書「その3の3」、個人の場合は納税証明書「その3の2」）

（本社・本店の所在地を管轄する税務署において発行）…………… 国税
（証明年月日が提出日以前3か月以内のもの）

※法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書交付請求書は国税庁のホームページからダウンロードできる。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>)

※消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書は、免税業者に対しても発行される。

⑨電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式4）（※電子契約を希望する場合）

⑩その他参考となる書類（会社概要など）

【注】香川県物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、上記のうち⑥、⑦及び⑧の書類を省略することができる。

○提出方法：持参、郵送又は電子メール（期間内必着）

6 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とする。

- ①応募資格のない者が応募したとき
- ②所定の日時及び場所に前記5(2)に記載の提出物を提出しないとき
- ③2以上の応募をしたとき
- ④自己のほか、他人の代理人を兼ねて応募したとき
- ⑤見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字が誤脱し、又は認識しがたい見積書を提出したとき
- ⑥金額を訂正した見積書を提出したとき
- ⑦正常な応募の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者又はなした者が応募したとき
- ⑧その他、県が指示した事項及び応募に関する条件に違反したとき

7 広告取扱業者の決定

(1) 決定方法

広告内容等が適当であると認められる応募をした者のうち、県が定める予定価格を上回る広告料の見積金額が最も高額な者を広告取扱業者に選定する。なお、広告料の見積金額が最も高額である者が複数ある場合には、抽選により決定する。

(2) 結果の発表

応募者に対し文書で通知する。また、決定した広告取扱業者の所在及び名称(広告取扱業者が個人の場合は住所及び氏名)並びに連絡先については、県ホームページにおいて公表する。

(3) 広告取扱業者の資格

広告取扱業者は、県が指定する日までに、行政財産の使用許可申請を行い、当該申請に係る許可を受け、かつ、県と広告事業に関する契約を締結しなければ、広告取扱業者の資格を失う。

8 電子契約の可否

(1) 可とする。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用する。利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を見積書提出時に提出する。

(3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となる。

9 その他

(1) 応募者は、この募集要項、仕様書、香川県広告事業実施要項、香川県広告事業実施基準、香川県立図書館・文書館広告事業実施要領、契約書(案)等を熟読のうえ応募すること。

(2) 応募者は、広告取扱業者の決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(3) 本応募に要する費用は、応募者の負担とする。

(4) 提出された書類等は、返却しない。

10 広告事業に関する問合せ先

香川県総務部総務事務集中課 文書グループ 新名

○住所： 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

○TEL： 087-832-3056（直通）

○FAX： 087-862-0054

○電子メールアドレス： soumujimu@pref.kagawa.lg.jp